

平成 28 年 6 月 3 日

「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」を策定しました

経済産業省は、「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」を策定しました。商業施設事業者が、本ガイドラインを踏まえ、自社の施設内に設置された遊戯施設の安全対策に万全を期すことを期待します。

1. 経緯

近年、商業施設内の遊戯施設において骨折等の消費者事故等が発生していることを踏まえ、平成 27 年 8 月、消費者委員会から経済産業大臣等に対して、商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関して建議が行われました。

そこで、事故情報の収集及び活用等に関し、検討会を開催し、この度、商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドラインを策定しました。

2. ガイドラインの概要

本ガイドラインでは、

- ・商業施設事業者が遊戯施設を設計・設置・運営する場合
- ・商業施設事業者が遊戯施設をサービスとして提供するテナントと契約する場合
- ・商業施設事業者が臨時に遊戯施設の設置・運営を委託する事業者（イベント会社、リース会社等）と契約する場合

のそれぞれにおいて、商業施設事業者が取り組むことが望ましい事項を示しています。

具体的には、設計・設置、テナント等の提携先の選定、点検・保守、事故対応、再発防止、マニュアルの整備等について定めています。

3. 検討会委員名簿

小坂邊 晃 株式会社 イオンファンタジー 総務グループ品質施設管理マネジャー

河野 康子 全国消費者団体連合会 事務局長

仲 綾子 東洋大学ライフデザイン学部 准教授

西田 佳史 産業技術総合研究所人工知能研究センター・首席研究員

山本 敬一 三井不動産株式会社 商業施設本部 商業施設運用部 資産管理・環境推進グループ 統括

唯根 妙子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事

（本発表資料のお問い合わせ先）

商務流通保安グループ 流通政策課長 野村

担当者：佐藤、吉田

電話：03-3501-1511(内線 4161)

03-3501-1708(直通)

03-3501-6204(FAX)